

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 24 条に定める協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対する秘密保持義務の新設に係る規制の事前評価」の補足説明

《遵守費用に係る補足説明》

本法に基づく協議会自体が全く新しい制度であるため、秘密保持義務の有無に関わらず、当該協議会を新たに組織する際に情報管理のための体制を整えることは、個人又は個別の事業主を特定し得る情報や事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報を取り扱う業務を行うに当たっての前提であることが想定されることから、当該協議会の構成員として想定される者に対し秘密保持義務を課すことによる新たな費用が発生したとしても限定的であることが考えられる。

《行政費用に係る補足説明》

本法に基づく協議会自体が全く新しい制度であることから、本制度全体の周知、徹底を実施することが想定され、仮に秘密保持義務に係る費用のみを抜き出したとしても要する費用が限定的であることが考えられる。

《費用と便益の関係の分析に係る補足説明》

本件規制による秘密保持義務を課し、協議会で取り扱う個人又は個別の事業主を特定し得る情報や事業主の人事等経営戦略を特定し得る情報を保護することにより、当該情報の悪用や風評被害の発生を防ぐとともに、協議会に対する国民の信頼性が確保されることで、女性の職業生活における活躍の推進に関する諸活動の成果を上げることができる。

一方で発生する費用は上述のとおり、限定的に発生するもののみであることから、当該規制による秘密保持義務を課すことによる便益は当該規制がもたらす費用を上回るものとする。

《代替案の設定に係る補足説明》

本評価書に記載している、秘密保持義務を課さない場合の状況についての分析及び採用することができなかつたとした、協議会に構成員を他の法令において秘密保持義務が課せられている者に限定する代替案については、本件規制以外に協議会の目的を達成することが出来る代替案が想定されなかつたことから、参考情報として記載した。